令和3年7月30日 令和3年8月5日変更 令和3年8月17日変更 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う 新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策

1 趣旨

本県では、大都市圏における感染拡大が及んでくること、感染者の急激な増加が懸念されることを踏まえ、これまでよりも早い段階で強い対策を実施する「早期集中対策」に取り組んでいる。感染の地域的な抑え込みと全県への拡大防止を図る集中対策重点区域は、当初の3市町から7市町へ拡大している。

全国の状況を見ると、首都圏や関西圏を中心に緊急事態措置やまん延防止等重点措置 区域が拡大されるなど感染の拡大に歯止めがかからない中、本県に対しても新型インフ ルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第31条の4第3項に基づき、8月 20日からまん延防止等重点措置が適用されることが決定された。

本県の現時点における感染状況はステージ皿であるが、感染者の新規報告者数(直近1週間の10万人当たり)の動向などを見た場合、集中対策重点区域である広島市、福山市とその近隣市町で増加傾向が続いており、県全域への広がりが強く懸念される。(令和3年8月16日までの1週間の人口10万人当たり新規報告者数 全県:35.9人(広島市:41.8人,呉市:30.2人,福山市:42.9人)

専門家からは.

- ・ デルタ株等変異株への置き換わりから、今後、急速に感染が拡大する恐れがあり、 飲食のほか職場、学校などで感染防止対策を一層、徹底するとともに、県民に対して、ワクチン接種後も感染防止対策を続けるよう呼び掛けること
- ・ 新規感染者の6割を占める広島市と周辺市町への影響など集中対策はエリアを絞って行うとともに、これまでの対策と効果等を踏まえ強い対策とすべきであること
- 医療体制は、宿泊、自宅療養者の健康観察を強化するとともに、地区医師会と保健 所等の行政機関が連携し、オンライン診療を含め、陽性者外来を実施する施設の増加 を図ること
- 10 歳代以下の感染者割合が高く、親世代から家庭内への感染が推察され、感染防止対策の再徹底やワクチン接種促進の呼びかけを行うこと
- ワクチン未接種のうち比較的年齢の高い 40~60 歳代で基礎疾患を有する者は重症化 リスクが高い傾向があり、かかりつけ医等を通じて注意喚起する必要があること などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ、ワクチン接種を進めるとともに、県民・事業者に引き続き、 基本的な感染防止対策の徹底を要請することや、まん延防止等重点措置に対する理解と 協力により、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え、早期に警戒基準値 を安定的に下回る状態とすることを目指して取り組む。

なお、法第31条の6第1項に基づき、知事が協力要請等を行う区域(まん延防止等 重点措置区域)は、本対策による集中対策重点区域とする。

2 早期集中対策の考え方

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(以下, 県対処方針という。)では, 感染の拡大を最小限に抑えながら, 社会・経済活動を継続することを基本としている。これまでの感染状況の分析から得られた知見を活かし, 感染状況に応じてより早く対応を行うことで, 感染の早期収束を図っていくこととする。

今回の早期集中対策は、次の表の「段階3 (行動制限実施)」に当たるものであり、 具体の内容(対策期間、要請事項、対象地域など)は、次項以下のとおりとする。

| 段階 | 目安 | 対応策 |
|----------|------------|---------------------------|
| 段階 1 (早期 | 県外流入指標 | ・県民へ強い注意喚起を発信 |
| 警戒段階) | が1 (※1) | |
| 段階2(警戒 | 広島市の感染 | ・PCR検査体制の強化 |
| 段階) | 状況が 4.0 人 | ・保健所長等へ積極的疫学調査の更なる徹底を要請 |
| | (※2) | ・医療機関へPCR検査の更なる徹底を要請 |
| | | ・県民,事業者へ感染対策の徹底を要請(基本的な |
| | | 感染防止の強化,PCR検査の積極的な受検,テ |
| | | レワークの強化など) |
| 段階3(行動 | 広島県の感染 | ・集中対策を開始。 |
| 制限実施) | 状況が 10.0 人 | なお,広島県の直近1週間の人口10万人当たり |
| | (※2) | 新規報告者数が 15 人程度になると見込まれる日か |
| | | ら,感染状況を考慮した上で,営業時間の短縮要請 |
| | | 等の強い対策を実施 |

※1:東京都の感染状況(直近1週間の10万人当たり新規報告者数)×人流(東京都 から広島県)+大阪府の感染状況(同上)×人流(大阪府から広島県)

※2:直近1週間の10万人当たり新規報告者数

3 早期集中対策期間

令和3年7月31日(土)~9月12日(日)

まん延防止等重点措置を実施する期間:令和3年8月20日(金)~9月12日(日)

別紙の「集中対策重点区域の住民,事業者への要請」に係る集中対策重点区域及び要請等を行う期間ついては、別に定める。

なお、感染拡大の状況に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく「まん延防止等重点措置」の実施を8月4日付けで国に要請しており、今後、感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また、感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても、要請事項(行動制限)の段階的な緩和や集中対策重点区域(別紙)の一部解除を行う。

4 県民、事業者への要請【全県】

県対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県 民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高 まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減により接触機会を8割削減し、人と人との接触機会の低減を図るため、対策期間中は県対処方針の感染防止対策等の徹底に加え、法第24条第9項に基づき、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減する こと。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- ・ また,必要があって外出する場合においても,必ずマスクを着用したうえで,混雑している場所や時間を避けるなど,可能な限り人と人との接触を避け,距離を置く (2メートル以上)ことを心がけること。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

イ 職場への出勤等

- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ・ Web 会議やテレワークの活用、休暇取得の促進等により、事務所や事業所ごとの出勤者を7割削減することを目標とし実施すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を 分散させるなどによって執務室内の定員を7割削減することを目標とし実施する こと。

(2) 飲食店等の利用と感染予防

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店等を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止(アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食)、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとしない。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島 積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。ま た、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店等が行う感染予防対策に協 力すること。

- ・ 別紙による営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。また、要請に係る営業時間以外の時間に、当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。【法第31条の6第2項に基づく要請】
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。

(3) 他地域への移動の自粛

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は,最大限,自粛すること。また,都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の 10 万人当たり新規陽性者数が 10 人以上となっている地域との往来については,改めてその必要性を十分に検討し,慎重に判断すること。
- ・ これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合, 感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 県内での移動について、別紙の集中対策重点区域との往来は、最大限、自粛すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(4) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には,県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては,十分な感染防止策を講じつつ,事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

5 イベント等の開催要件【全県】

8月20日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」 (令和3年8月20日適用)のとおり法第24条第9項に基づき、その規模要件等に沿った開催を要請する。

6 早期集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- 医療・療養体制の確保

(2) クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施
- 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導
- ・ 学校や大学等への要請

学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)については、「学校における新

型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

また、大学、高等専門学校等においては、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底に加え、会食等の注意喚起、学内や臨地での実習、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

集中対策重点区域の住民、事業者への要請

1 集中対策重点区域の設定

感染の地域的な抑え込み、全県への拡大防止のため、次の地域を集中対策重点区域(法 第31条の4第1項第1号による期間中は、まん延防止等重点措置区域)として定める。

- ① 広島市、三原市、廿日市市:令和3年7月31日(土)~9月12日(日)
- ② 呉市、尾道市、福山市、府中市:令和3年8月6日(金)~9月12日(日)
- ③ 竹原市, 東広島市, 府中町, 海田町, 坂町: 令和3年8月20日(金)~9月12日(日)

2 集中対策重点区域の住民, 事業者への要請

「4 県民,事業者への要請」に加え、1により定める区域の住民,事業者に対して, 次の事項を要請する。

(1) 人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減【法第24条第9項に基づく要請】 20 時以降の外出はさらに削減すること。

イ 職場への出勤等【法第24条第9項に基づく要請】

住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き 20 時以降の勤務を抑制すること。

※ 要請期間は、いずれも1に定める地域ごとの期間に同じ

(2) 飲食店等に対する要請

マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、集中対策重点区域内の飲食店等に対して、別表1のとおり営業時間の短縮等を要請する。

(3) 大規模施設等に対する要請等

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ.

- ・大規模商業施設に対する人数管理,人数制限,誘導等の入場者の整理等(法第31条の6第1項に基づく要請)
- ・感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等についての入場者の整理等 (法第 24 条第 9 項に基づく要請),

など,集中対策重点区域内の大規模施設等に対して,別表2のとおり営業時間の短縮等 を要請又は働きかける。

(4) 行政の取組

県は、営業時間の短縮等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また、感染状況に応じてまん延防止等の措置の要請(法第31条の6第1項)、要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)、要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)などを必要に応じて行う。

【まん延の防止のために必要な措置(法施行令第5条の5)】

- ・ 従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を 受けることの勧奨
- 新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者 に対する周知,正当な理由がなく当該措置を講じない者の入場の禁止 など

別表 1

〇要請及び支援金等の内容

| 要請の期間 | 1の①の区域:令和3年8月4日(水)~8月19日(木) 1の②の区域:令和3年8月10日(火)~8月19日(木) | 1の①, ②, ③の区域:令和3年8月20日(金)~9月12日(日) ※やむを得ない事情により8月20日に間に合わない場合でも, 8月 21日までに協力を開始し, すべての期間において協力すること |
|--------------------------|---|--|
| 要請の根拠 | 法第 24 条第 9 項 | 法第31条の6第1項(まん延防止等重点措置) |
| 要請内容 | ・酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮(5時から20時までとする。ただし,酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は11時から19時までとする。) ・飲食を主として業としている店舗(昼営業のスナックやカラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること | ・飲食店等における営業時間の短縮(5時から20時までとする。) ・酒類の提供を行わないこと(利用者による持ち込みを含む) ・飲食を主とする業における店舗(昼営業のスナックやカラオケ喫茶等) 及び結婚式場においては、カラオケ設備の利用自粛を行うこと |
| 施設の種類 | 食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、 酒類を提供する店舗(居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。) ※宅配・テイクアウトサービスは除く。 | 食品衛生法上における飲食店又は喫茶店の営業許可を受けている店舗(結婚式場,居酒屋,バー,カラオケボックス等を含む。) ※宅配・テイクアウトサービスは除く。 |
| 協力支援金 支給単価 (単位:万円) | ・希望者には、定額 25 万円の早期給付を実施 ・早期給付受付期間:8月10日~8月31日 中小企業 大企業 時短 2.0~7.0/日 最大 19/日 休業 2.5~7.5/日 最大 19.5/日 | ・希望者には、早期給付を実施。 ・早期給付受付期間:~8月31日 中小企業 大企業 時短 2.5~9.5万円/日 最大19.5万円/日 休業 3.0~10万円/日 最大20万円/日 |
| 支給要件 | ・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」 の登録 ・通常の閉店時間が 20 時以降の飲食店 ・「飲食店営業」許可証をもっていること | ・「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」 の登録 ・通常の閉店時間が 20 時以降の飲食店 ・「飲食店営業」許可証をもっていること |

別表 2

○要請等の内容

| | | 1の①の区域: | 1の①, ②, ③の区域: |
|--------------|--|---|--|
| 要請の期間 | | | |
| | | 令和3年8月4日(水)~8月19日(木) | 令和3年8月20日(金)~9月12日(日) |
| | | 1の②の区域: | ※やむを得ない事情により8月20日に間に合わない場合でも、8月 |
| | | 令和3年8月10日(火)~8月19日(木) | 21 日までに協力を開始し、すべての期間において協力すること |
| 施設の種類 | 施設の例 | 働きかけの内容 | 要請等の内容 |
| 劇場等 | 劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等 | ・5時から 20 時までの営業時間の短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活 | 〇法第31条の6第1項に基づく要請・入場者の整理等 |
| 集会・展示施設 | 集会場又は公会堂, 展示場 等 | 必需サービスを営む店舗を除く ・イベントを開催する(映画館の上映含む。)場 | 〇法第 24 条第 9 項に基づく要請等 |
| | ホテル又は旅館(集会の用に供す | 合は, 21 時までの開催時間の短縮 | 【1,000 ㎡超】 |
| ホテル・旅館 | る部分に限る。) | ・施設内での飲食につながる酒類提供(利用者 | 〔要請事項〕 |
| | 体育館、スケート場、水泳場、屋内 | - による酒類の持ち込みを含む。) は, 11~19 時 - まで | ・5から20時までの営業時間の短縮 ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービス |
| | テニス場、柔剣道場、ボウリング | # C | ただし、生活必需物質の小元関係及び生活必需サービストーを営む店舗を除く |
| | 場、テーマパーク、遊園地、野球 | │ │※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施 | ・イベントを開催する(映画館の上映含む。)場合は、21 時ま |
| 運動施設等 | 場, ブーマハーフ, 歴風地, 野塚 場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テ | 設は、上記別表1の要請に従うこと | での開催時間の短縮 |
| 建到旭故寺 | | | 〔働きかけ〕 |
| | 二ス場, ゴルフ練習場, バッティ | | ・施設内での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の |
| | ング練習場、スポーツジム、ホッ | | 持ち込みを含む。) は,11~19 時まで |
| | トヨガ, ヨガスタジオ 等 | | ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記別 |
| 博物館等 | 博物館,美術館 等 | | 表1の要請に従うこと |
| | │ │大規模小売店,百貨店,ショッピ | | 【1,000 ㎡以下】 |
| 商業施設 | 入院候小児店、日貞店、フョッC ングセンター 等 | | [要請事項] |
| | • | | ・イベントを開催する場合は、21 時までの開催時間の短縮 |
| 遊技施設 | マージャン店、パチンコ店、ゲー | | 〔働きかけ〕 |
| ~=1X///BIX | ムセンター 等 | | ・5時から20時までの営業時間の短縮の働きかけ |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、射的場、勝馬投票 | | ただし,生活必需物資の小売関係及び生活必需サービス を営む店舗を除く |
| 世 典他改 | 券販売所 等 | | ・映画館は,上映期間において 21 時までの営業時間短縮の働 |
| | | | きかけ |
| サービス業(生 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エ | | ・施設内での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の |
| 活必需サービス | ステサロン、リラクゼーション | | 持ち込みを含む。) は、11~19 時まで |
| 除く) | 等 | | ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記別 |
| | | | 表1の要請に従うこと |

〇法第24条第9項に基づく要請に対する支援金の概要

| 対象事業者 | 1,000 ㎡超の大規模施設を運営する事業者 | 左記の大規模施設のテナント事業者等 | | | |
|-------|---|--------------------------------|--|--|--|
| | 1 日当たり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時 | 1 日当たり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時 | | | |
| 支給額 | 間)×対応日数 | 間)×対応日数 | | | |
| | ※1 日当たり給付額 | ※1 日当たり給付額 | | | |
| | 大規模施設:対象床面積 1,000 ㎡毎に 20 万円 | テ ナ ン ト:対象床面積 100 ㎡毎に 2 万円 | | | |
| | (10 店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を | | | | |
| | 支給する) | 〔映画館運営事業者及び映画配給会社〕 | | | |
| | | 1日当たり給付額×(要請に応じ上映できなかった回数÷対象日 | | | |
| | | に予定していた上映回数)×対応日数 | | | |
| | | ※1日当たり給付額:1スクリーン毎2万円 | | | |
| | ・要請期間中のすべての日で要請に応じていること | ・要請期間において,要請に応じている大規模施設の区画を賃借 | | | |
| | ・要請期間中に,下記の「重複受給ができない制度」を受給して | し出店している店舗を運営していること | | | |
| | いないこと | ・当該大規模施設が要請に応じている要請期間に準じて、同様の | | | |
| | | 営業時間の短縮を行っていること | | | |
| | | ・要請期間中に、下記の「重複受給ができない制度」を受給してい | | | |
| | | ないこと | | | |
| 支給要件 | 〔重複受給できない制度〕 | | | | |
| | ・飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金(上記別表 1) | | | | |
| | ・広島県頑張る中小事業者月次支援金 | | | | |
| | ・月次支援金(経済産業省) | | | | |
| | ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(経済産業省) | | | | |
| | ・コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業(文化庁) | | | | |
| | ・その他、当該施設を対象とした休業要請・営業時間短縮要請に関する国や地方公共団体からの補助金等 | | | | |